

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた活動再開に向けたガイドライン トンボはドコまで飛ぶかフォーラム

作成日：2020年6月5日

更新日：

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言の発令等に伴い活動を休止している『トンボはドコまで飛ぶかフォーラム』の活動再開に向けて、国の専門家会議が示している「新しい生活様式」や、業種・施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえて、トンボ取り大作戦やトンボはドコまで飛ぶか本調査実施において、事務局、主催者、参加者等が実施すべき項目などをまとめたものです。

なお、このガイドラインは、今後の国等が示す感染防止対策や各種ガイドラインの内容変更、社会情勢などを踏まえ、随時更新します。

2. トンボはドコまで飛ぶかフォーラム再開にあたっての感染拡大防止対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、自主的な感染防止の取組を進める必要があります。

トンボフォーラム事務局及びトンボ取り大作戦主催者（以下「主催者等」）は、以下の留意点や参加者・調査員（以下「参加者等」）が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

- (1) 体調の悪い人の参加自粛が徹底されていること
- (2) 三つの密（密閉・密集・密接）の発生が想定されないこと
(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に)
- (3) 大声での発声は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- (4) 適切な感染防止対策（マスクの着用・手洗いの実施・参加者人数の制限等）が講じられるこ
と

トンボはドコまで飛ぶかフォーラムでは、「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、活動の特性を踏まえ再開を検討します。

3. 主催者等が遵守すべき事項

主催者等は、トンボ取り大作戦やトンボはドコまで飛ぶか本調査を実施するにあたって、以下の内容を遵守し、感染拡大防止措置を行う必要があります。

(1) 全般的な事項

- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項、必要な物品をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを関係者と共有し、適切な場所（受付場所等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか、確認すること
- 子どもや高齢者など、参加者の特性にも配慮すること
- 熱中症予防を一層徹底すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1ヶ月以上）を定めて保存しておくこと
- 感染防止対策が充分に確保できない場合や、社会情勢の動向を踏まえ、実施が望ましくないと判断した際は、開催中止の判断をすること
- 活動中に体調不良となった参加者等が出た場合に備え、他の参加者等への感染防止の対応の方法、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備すること
- 調査実施後に、関係者や参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合について、あらかじめ検討しておくこと

(2) 参加者募集時の留意点

主催者等は、参加者等の募集に際し、感染拡大の防止のため、調査員や参加者が遵守すべき事項を明確にして、以下に示す項目について協力を求めることができます。また、これを遵守できない参加者等には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

- 参加した調査において、コロナウイルスの感染が発生した場合等において、参加者情報が（個人情報）が、必要に応じて保健所等公的機関に提供され得ることを事前に周知すること
- 以下の体調不良などの場合に参加をしないように周知すること
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛、臭覚や味覚に異常、息苦しさ、倦怠感などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染陽性者されたものとの濃厚接触がある場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 募集定員を明確にすること（先着10組など）
- 参加受付時や調査を行っていない際、会話をする際にはマスクを着用すること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者やスタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること

- 調査中に大きな声で会話等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- 感染防止及び熱中症対策として、以下のものを持参すること
 - ・マスク（必須）
 - ・飲料水（主催者からの提供はありません）
 - ・帽子（熱中症対策としてご用意ください）
 - ・筆記具（受付名簿記載用にお持ちください）
 - ・捕虫網（100円ショップ等の虫取り網で十分ですので、できるだけ各自でお持ちください。）
- イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

（3）当日の受付時の留意点

- 受付場所（同定場所）に手先の消毒液（ポンプ式）を準備すること
- 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- 活動に関する説明等を行う場合は、フェイスシールドやインカムまたは拡声器等を使用すること
- 受付簿は、受付時の混雑緩和と個人情報保護のため、個別の受付用紙を準備すること

（4）参加者等への対応

・受付時

- 参加者から以下の事項を記載した名簿の提出を求めるこ
- 該当する項目がある場合には参加を見合させていただくこと

【参加者名簿記載項目】

- ①参加者全員の氏名、連絡先（確実に連絡可能なメールアドレス又は電話番号）
- ②参加者全員の健康状態チェック（当日及び利用前2週間ににおける以下の事項の有無）
 - ・平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上）
 - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・嗅覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触の有無
- コロナウイルスの感染が発生するなどにおいて、情報（個人情報）が、必要に応じて保健所等公的機関に提供され得ることを説明すること
- 参加者名簿（健康状態のチェックを含む）は1ヶ月程度の保管すること
- 捕虫網を貸し出す場合は、事前に消毒し、参加者間で使い回しをしないように説明すること
- ゴミは各自で持って帰ってもらうように周知すること

・調査中

- 活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、必要に応じて医療機関等に相談・受診すること。
- トンボの捕獲時、同定時等並びに調査活動を行っていない休憩時などを含め、感染予防の観点から、周囲の人と少なくとも 2m の距離を空けるように気を配ること
- トンボの捕獲調査においては、前の人の呼気の影響を避けるため、他の調査員の後には入らないように、並走する、あるいは斜め後方に位置取るように気を配ること
- 捕獲したトンボは捕虫網に入れた状態で持ってくること
- 同定者は、同定するごとに手の消毒を行うこと
- 解散時、帰宅後に手洗い・うがいをするようお願いすること
- 感染症の疑いが判明した場合には、速やかに横浜市の新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター（連絡先：045-664-7761）に連絡し、指示に従うとともに、トンボはドコまで飛ぶかフォーラム事務局に連絡するよう依頼すること。

・熱中症対策

- 気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症の恐れが高まるため、人と十分な距離（少なくとも 2m 以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすことを推奨すること（任意）
- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避けるように気を配ること
- 周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することを促すこと
- 喉が渴く前にこまめな水分補給を徹底すること
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにすること
- 「暑さ指数（WBGT）」を参考に、暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で活動すること（WBGT は環境省ウェブサイトで提供：<https://www.wbgt.env.go.jp/>、p6 に掲載）。
- 涼しい服装を心掛け、帽子等の着用を徹底すること
- 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給するように目を配ること（急に暑くなったり、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際には特に注意が必要です。）

参加者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること（利用当日に書面で確認を行う）
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（参加受付時や調査を行っていない際、会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること
- 調査中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- 調査終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者等に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 調査前後の受付や開会式、閉会式においても、三つの密を避けること

参加者等が活動を行う際の留意点

主催者等は、参加者等に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

- ・十分な距離の確保
 - トンボの捕獲時、同定時等並びに調査活動を行っていない休憩時などを含め、感染予防の観点から、周囲の人と少なくとも2mの距離を空けること
 - ・位置取り
 - トンボの捕獲調査においては、前の人の呼気の影響を避けるため、他の調査員の後には入らないように、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
 - ・その他
 - 調査中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
 - タオルの共用はしないこと。
 - 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
 - ゴミは各自で持ち帰ること
 - ・熱中症対策
 - 気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症の恐れが高まるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすこと（任意）
 - 喉が渇く前にこまめな水分補給を徹底すること
 - 涼しい服装を心掛け、帽子等の着用すること
 - 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給すること

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35°C	28～31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28～31°C	25～28°C	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28°C	21～25°C	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

施設管理者の留意点

施設管理者においては、トンボ取り大作戦、トンボはドコまで飛ぶか本調査の実施にあたって、感染を防止するため、次の事項について該当する場合は確実に準備し、実施してください。

①施設全般

- ・清掃、消毒、換気の徹底的な実施
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる部分を可能な限り減らす工夫の実施
※特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、蛇口、手すりエレベーターのボタンなど）に留意
- ・施設の出入口に手指消毒薬の設置
- ・飛沫感染を予防するため、受付等職員と来館者との間を遮断する透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置（フェイスシールドの着用含む）
- ・喫茶等を除く、施設内での飲食は原則不可（熱中症予防等の場合は除く）
- ・身体的距離（2m等）に関する壁面や床面等への掲示
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し縛る
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスク手袋着用徹底する
- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行う
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しないこと

②休憩スペース等

- ・椅子やテーブルなどは間隔を置いたスペースをつくる等の工夫
- ・常時換気の実施
- ・テーブル、椅子等の備品消毒を定期的に実施
- ・職員等が使用する際の入退室の前後の手洗いや手指消毒の実施

③トイレ

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう旨の掲示
- ・不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブ、床など）の定期的な清拭消毒
- ・トイレの混雑が予想される場合の整列（2m（最低1m）の間隔）
- ・清掃時のマスク、手袋の着用と換気の実施

④手洗い場

- ・手洗い場への石鹼（可能であればポンプ型が望ましい）の用意
- ・手洗い場がない場合は、手洗い用の水タンクを準備する
- ・「手洗い30秒以上行うこと」などの掲示
- ・ハンドドライヤー、布タオル等の使用停止

参考

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン(横浜市環境創造局)

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)

令和2年度の熱中症予防行動について(周知依頼)(令和2年5月26日 環境省大臣官房環境保健部環境安全課・厚生労働省健康局健康課)

森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動再開に関する基本的なガイドライン(令和2年5月28日 公益社団法人国土緑化推進機構)

参考資料

新型コロナウイルス感染症患者発生時の、患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

事務局は、参加者等に患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けます。また、参加者等に対しては感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底します。

(2) 濃厚接触者の確定

・新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています。

このため、主催者等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者へ自宅待機を要請するなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

・ 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です。

(3) 濃厚接触者への対応

・主催者等は、保健所が濃厚接触者と確定した参加者等に対し、14日間の自宅待機等を要請し、健康観察の実施を実施します。

・主催者等は、濃厚接触者と確定された参加者等に対し、保健所の連絡先を伝達します。

・濃厚接触者と確定された参加者等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、主催者等はその結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施（受け入れ団体）

・責任者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋等）の消毒を実施します。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、責任者等は施設管理者等に消毒を依頼します。

・消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施します。

4. 活動の継続、休止

（1）参加者等の感染が確認された場合に備えた取組の検討

・主催者等は、参加者等の感染が確認された場合に活動を継続、又は休止するための指針を、活動形態を踏まえつつ検討します。

（例）活動フィールドでの活動間での感染を抑制するため、フィールド内での活動する際の参加者等の絞り込み、分散や複数の森林内で活動する団体が同時に出席する会議・行事等のウェブ開催、縮小、中止。

（2）参加者等の感染が確認された場合の活動の継続、休止（受け入れ団体）

・主催者等は、参加者等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の活動停止の要請を講じることにより、通常の活動の継続が困難となる場合には、活動を継続するための必要最小限の人員、休止することが可能な活動のピックアップ、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握します。

・主催者等は、活動継続、活動を休止後に再開するための、活動体系・情報共有体制を整備します。

（参考）出席者等の参加状況による段階別の森林内での活動継続体制

主催者等は、参加者等の出席状況に応じて、段階別に活動継続体制を決定します。

・

【第一段階】

（活動の内容）原則通常どおりの活動

（人員体制）活動内容の分散、縮小等で活動対応

【第二段階】

（業務の内容）活動を縮小、休止

下刈り等、時期を逸したら今後の活動に支障がある場合以外は休止、延期も含め判断

（人員体制）活動内容の分散、縮小等での対応に加え、可能であれば活動の休止

5. 関係者との情報共有

- ・主催者等は、参加者等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部局又は環境部局に状況を報告します。

参考

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所
国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日
変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 4 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 5 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドライン（2015 年 6 月 25 日版）」（一般社団法人日本環
境感染学会）